

## 平成 27 年における死亡災害事例

土浦労働基準監督署

	発生月等	発生状況	再発防止対策
1	1月 農業（造園業） 墜落・転落 男性 60才代	被災者は、植木の剪定作業中、造園用三脚脚立から墜落し、近くにあった柵に腹部等を強打し、負傷した。それにより2週間後に病院で死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高所で作業を行わせるときは、原則として墜落を防止するため、作業床を設置すること。</li> <li>・三脚脚立上で作業を行わせるときは、揺動を防止するため、脚立の下部を固定すること。</li> </ul>
2	3月 木造家屋建築 工事業 墜落・転落 男性 60才代	被災者は、木造家屋の組立作業中、梁から墜落し、頭を強打し、負傷した。それにより2日後に病院で死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高所で作業を行わせるときは、防網及び親綱を張り、安全帯を使用させること。</li> <li>・墜落時保護用の保護帽を使用させること。</li> </ul>
3	5月 鉄鋼業 崩壊・倒壊 男性 30才代	被災者は荷降ろしのため、トレーラーの荷台に上がって荷（廃棄された機械）を固定していたワイヤーロープを外していたところ、荷が倒れて被災者の胸部に当たり死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不安定な機械を固定するためのワイヤーロープを取り外す場合は、取り外す手順を定めて作業を行うこと。</li> <li>・重量物（100 kg以上）の荷卸し作業を行う場合は、作業指揮者を選任すること。</li> </ul>
4	2月 道路貨物運送業 その他 男性 50才代	被災者は、トラックを運転し、茨城町内の客先で荷を積み込み、ひたちなか市へ向かって走行中、丁字路を右折する際に縁石に乗り上げ塀に衝突した。その際に、くも膜下出血を発症（衝突前に発症したと推定される）し、後日、死亡した。過重労働が認められ、7月に業務上災害と認定された。	
5	9月 道路貨物運送業 崩壊・倒壊 男性 50才代	25tトレーラーにH鋼を二段に積んで配送先の工場（筑西市）へ運搬した。工場でのクレーンでの荷卸し作業を行うため、荷（H鋼）を固定していたチェーンブロックを外し、荷台上で玉掛け作業の準備をしていたところ、荷（H鋼、長さ12m、重量約2.9t）が倒れて挟まれ死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷とクレーンの接触に関して、事前に十分確認を行うこと。</li> <li>・作業手順を定めて周知すること。</li> <li>・重量物（100 kg以上）の荷卸し作業を行う場合は、作業指揮者を選任すること。</li> </ul>

	発生月等	発生状況	再発防止対策
6	9月 道路貨物運送業 おぼれ 男性 50才代	被災者は、トラックを運転し荷(自転車)を運ぶため、境町を走行中、冠水した道路でトラックが水没した。トラックから降りて、徒歩で事業場(つくば市)へ向かっていたところ、鬼怒川の堤防が決壊したことにより、濁流に流されて <b>おぼれ</b> て遺体で発見された。	
7	9月 土木工事業 転倒 男性 20才代	被災者は、水道工事の準備のため、クレーン機能付きバックホー(定格総荷重0.81t)を運転し、ダンプトラックから敷き鉄板(約450kg)をつり上げて降ろしていたところ、 <b>バックホーが転倒し下敷き</b> となって死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格荷重を超える敷き鉄板をつり上げたこと。</li> <li>・ 被災者が特別教育を受けずにクレーン機能付きバックホーを運転したこと。</li> </ul>
8	10月 小売業 交通事故 男性 60才代	被災者は、客先で開催される打合せに出席するため、事務所から社有車のある駐車場へ向かって徒歩で移動していた。 交差点において、青信号で横断歩道を渡っていたところ、右折してきた <b>乗用車にはねられて</b> 死亡した。	
9	2月 小売業 その他 起因物なし 男性 40才代	1月下旬に過労と寝不足により倒れ、病院で治療を受け、2月上旬に別の病院で「 <b>適応障害(抑うつ状態)</b> 」の診断を受けた。被災者は、この診断書を会社へ持っていく途中、 <b>山林内で自殺した</b> 。 遺族から労災保険の請求があり、11月に業務上災害と認定された。	